

令和 3 年 6 月 18 日現在

機関番号：32682

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K18544

研究課題名（和文）台湾・中国におけるLGBTの権利保護法制整備への道 日本との対比から

研究課題名（英文）Road to LGBT rights protection legislation in Taiwan and China --- from comparison with Japan

研究代表者

鈴木 賢（Suzuki, Ken）

明治大学・法学部・専任教授

研究者番号：80226505

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,500,000円

研究成果の概要（和文）：台湾は2019年5月24日、アジアでは初めて同性間に婚姻を成立させるための法を施行、2021年5月末までに6098組の同性カップルが婚姻した。本研究では日本同様、同性愛者を法的な空間から追放してきた台湾が、なぜアジアで初の同性婚法をもつに至ったのか、その要因を探求し、台湾が辿った道の特徴を分析した。

その結果、民主主義と市民社会の成熟、ジェンダー平等の実現、定期的な政権交代、健全な違憲審査制度、自由、人権の価値と台湾アイデンティティとの結びつきなどのマクロ的な要因があることが判明した。逆に言えば、これらがことごとく欠けている中国では、婚姻における性的指向による差別を解消することは困難である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

LGBTQが完全に私的問題として扱われ、社会的空間において不可視化され、法に包摂されていなかった台湾と中国においても法モデルの転換が生じつつある状況に焦点を当てて、法モデルの転換を促す要因を解明する研究である。特に台湾では2019年に同性間にも平等に婚姻を成立させる法が施行されたが、この法を生み出した社会的、政治的、国際的ダイナミズムを明らかにし、法施行後のインパクトを分析した。今後、日本でも同性婚問題が政治的テーマとなり、具体的な法制化が検討されることになるが、これまでの欧米からの示唆とは異なり、儒教文化圏にして旧植民地でもあった台湾の経験から実践的な示唆を得ようとする研究である。

研究成果の概要（英文）：On May 24, 2019, Taiwan enforced the first law to establish same-sex marriage in Asia, and by the end of May 2021, 6098 same-sex couples had been married. In this study, as in Japan, Taiwan, which has expelled homosexuals from the legal space, explored the factors behind why it came to have the first same-sex marriage law in Asia, and analyzed the characteristics of the path that Taiwan followed.

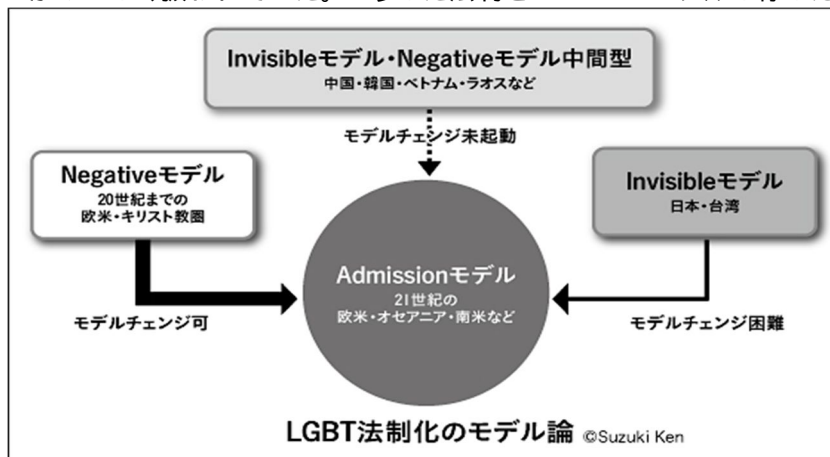
As a result, it was found that there are macro factors such as maturity of democracy and civil society, achievement of gender equality, regular change of government, sound constitutional review system, the link between the value freedom and human rights and Taiwan identity. Conversely, in China, where all of these are lacking, it is difficult to eliminate sexually oriented discrimination in marriage.

研究分野：法学

キーワード：同性婚 婚姻平等 LGBTQ 台湾法 中国法 性的指向 同志 マイノリティ

## 1. 研究開始当初の背景

性的マイノリティの権利保障にかかわる法制度の比較法的なあり方には、禁止・犯罪化する Negative モデル(旧来のキリスト教文化圏およびその旧植民地、イスラム諸国など) 反対に差別を解消し、権利を平等に保障する Admission モデル(21世紀の欧米、南米、オセアニア諸国)がある。これに比して日本などの東アジア諸国では伝統的に性指向や性自認(SOGI)が公共的テーマとはされず、私的空間に放逐されていた。当然、法的には空白であり、あたかも存在しないかのごとく扱われていた。こうした法制を Invisible モデルと称したい。Negative モデルの国



では法的主体として LGBTQ が公的空間に存在していたゆえ、評価が反転することで、Admission モデルへの転換が生じやすいが、日本などの Invisible モデルの国では却って私的空間から公共的テーマとし、LGBTQ に法主体性を付与することには大きな困難が伴う。

日本においてもようやく近年、性別特例法

による性別の取扱いの変更が制度化され(2003年)、自治体で同性パートナーシップ制度が普及する(2015年11月以降)など、性的マイノリティにかかわる法モデルに転換の兆しが現れている。さらに、隣国・台湾では性指向や性自認による差別を禁止する法律(性別平等教育法、性別勤務平等法など)が制定され、同性婚法制定の動きが表れるなど、モデルチェンジへの胎動はより顕著である。非キリスト教圏であり、儒教文化圏でもある、台湾や中国での LGBTQ にかかわる法制度にどのような変容が生じているのか、あるいはないのか、モデル転換をめぐる攻防の力学の解明は、日本法の行方や改革にとって示唆するところが大であると考えた。

## 2. 研究の目的

(1) 台湾 台湾は、いま Invisible モデルから Admission モデルへの転換を遂げようとしている。その足取りは日本よりもはるかに着実、かつスピーディである。欧米諸国が Negative モデルから Admission モデルへ転換したのとは異なり、台湾は Invisible モデルから、積極的に保護、承認する Admission モデルを形成した希有な例である。同じモデルにありながら、日本よりも先にモデルチェンジを遂げつつある先進事例として比較法的な示唆に富む。

(2) 中国 これに対して中国では、戦後、一部の同性間の性行為に刑事罰を科すことがあるなど、キリスト教圏ほどではないものの、LGBT に Negative な法制をもっていた。しかし、欧米諸国とは異なり LGBT が法的主体として析出していただけではなく、基本的には不可視化され、多くの LGBT も異性婚を余儀なくされていた。しかし、中国でも 2016 年には同性間の婚姻を認めることを求める最初の訴訟が湖南省長沙市で提起され、大学教材における同性愛病理化の記述を削除する要求することを求めて、学生が教育部を訴えるなど、個別の当事者による異議申し立て(訴訟)が見られるようになってきている。中国の事例は台湾とは逆に何が Invisible モデルからの脱却を阻害しているのか、困難の所在と論理を明らかにすることで、日本にも示唆を提供しうる。

(3) 研究課題 そこで以下の3つの目的のもとに本研究を行うこととした。

台湾、中国という2つの華人国家における LGBT 制度化のモデルチェンジの経緯、特徴、到達点を解明し、その将来を展望すること。

非キリスト教文化圏の儒教文化圏において LGBT 制度化における invisible モデルから admission モデルへの転換を阻害するメカニズム、要因がどこにあるのかを解明すること。

台湾、中国に対する事例分析を通じて、日本における性的マイノリティ制度化における invisible モデルから admission モデルへの転換に関して、欧米社会とは違った角度から比較法的示唆を得ること。

## 3. 研究の方法

本研究は以下5つの方法により遂行される。

対象国で出版される書籍、雑誌、web 情報など文字文献による情報収集、調査、解析。

対象国訪問による参与観察、現場調査。

招聘ないし訪問による対象国の研究者、実務家、NGO 活動家などへのインタビュー、討論。

国内外の研究会、シンポジウム、講演会などでの研究発表により、成果を社会に還元する。

成果をまとめて、研究論文を執筆し、公表、広く批判を仰ぐ。

定期的に情報の提供を受け、継続的な議論を行うために、両国についてすでにネットワークを形成している方々から研究協力を得た。

#### 4. 研究成果

##### (1) 台湾における LGBTQ にかかわる権利獲得運動

台湾を含む儒教文化圏は、元来、けっして LGBT に寛容な社会ではなかった。台湾では同性愛者やトランスセクシャルの存在が可視化されず、社会的テーマとされず、スティグマを刻印され、クローゼットの奥深くにしまい込まれた状態が長く続いた。政治的にも権威主義体制が戦後も長く続くなか、ゲイたちが集まる場所への警察による臨検と称する取り締まりがしばしば行われていた。他方で台湾では文学の世界では「同志文学」という同性愛を素材とする作品が発表され、よく読まれるようになっていた。とりわけ白先勇の『孽子』が 80 年代に発表されて、同性愛者の存在が作品の上では可視化されるようになった。これは後の時代の政治的テーマ化の助走となった。

1987 年に戒厳令が解除されると、さまざまな社会運動が生起し、LGBTQ の運動も 90 年代に入り、ようやくひっそりと始まる。女性運動からの拡張、インターネットの普及、HIV/AIDS の感染拡大、外国における LGBT 運動の影響などを受けて、2000 年代に入ると、ようやく当事者運動が可視化されるようになる。2003 年からは台湾 LGBT パレードが毎年開催され、1994 年から始まっていた東京や 1996 年から始まった札幌の規模をすぐに凌駕し、アジア最大規模の LGBT の祭典へと成長した。

台湾では 90 年代以降「同志」「性別」という独特の華語が発明され、性的指向や性自認、セクシャリティの問題を公的空間で議論し、法律問題化することを可能とした。「同志」は LGBTQ などの性的マイノリティの代名詞となり、自称他称の名詞として定着した。スティグマにまみれた伝統的華語「同性恋」を避けて、団結の象徴として新たに選び取られていった。「性別」は、元来は文字通り男女の生理的な性別を意味する語であったが、2000 年代に入り、性的指向、性的特質、性自認など性にかかわる幅広い包括概念として新たな意味を獲得するようになった。2003 年に制定された性別平等教育法など、法概念としてもそうした広義の「性別」が定着するようになる。こうした言葉の発明が社会的意味合いを大きく変えていくプラットフォームの役割を担った。

##### (2) 台湾における婚姻平等法の生成過程

台湾の同性婚を求める当事者たちの運動は、1986 年の祁家威氏がたった一人で同性間の婚姻の登録を求めて法院の公証処へ申し出たことに遡る。その後も祁氏は何度も戸政事務所、立法院への請願を行うなど、闘いを続けた。最終的には祁氏が大法官に対して申し立てた憲法解釈の申請が契機となって 2017 年 5 月 24 日に画期的な司法院第 748 号解釈が示され、同性間に婚姻を成立させない民法を違憲と判断し、法制定を命じたのである。

同性婚を法認するための立法に向けた動きも 2006 年以降、繰り返し表れ、当初は当事者たちの運動とは関わりなく、立法委員の上からの法案提起が続いた。野党、民進党の女性議員を中心とするごく一部の議員にしか支持されておらず、採択の目途はまったく立っていなかった。2012 年に同性カップルの法的保護、家族の多元化に焦点を絞った当事者団体、伴侶権益推進連盟が女性団体を母体として発足し、3 つの民法改正案（婚姻平権、パートナーシップ制度、多人家族）を起草した。このうち婚姻平権草案が立法院に提起され、2012 年 10 月に開催された第 10 回台湾同志パレードは「婚姻革命——婚姻平権、伴侶多元（婚姻革命——婚姻平等・多様なパートナー）」をテーマに掲げた。これ以後、台湾の同性婚運動は「婚姻平権」をスローガンとするようになり、同性婚問題は婚姻平等化の問題と定位された。これは「同志」「性別」に続く、3 つめの台湾の発明であり、同性婚法を後押しする有力な要因となった。

婚姻平権運動が勢いを増し、法案が立法院へ上程され、国民の関心を引くようになると、キリスト教右派によるカウンタームーブメント（いわゆる「反同」勢力）が立ち上がり、宣伝を強化した。両派の相克が続くなかで婚姻平等を支持していた蔡英文氏が総統に就任し、大法官の新たな人事が行われて、祁氏と台北市政府から出されていた憲法解釈につき、2017 年 5 月、大法官の解釈が示された。けっして世論は婚姻平等を支持していたわけではないが、大法官は総統の意を受けて、アメリカ連邦最高裁の 2015 年判決などの影響も受けて、前記第 748 号解釈を示すことで、法的にはこの問題に決着を付けた。

その後も反同派による国民投票による婚姻平等化阻止の運動が続き、2018 年 11 月の国民投票では 7 割の国民が民法改正には反対する結果となった。これを受けて、行政院は 748 号解釈施行法という名称の特別法を提案し、民法改正を避けつつ、民法婚姻条項を準用する特別法を制定した（2019 年 5 月）。この特別法が同年 5 月 24 日から施行され、台湾では同性カップルにも法的な婚姻を成立させるようになった。

### (3) 台湾における同性婚法の内容と残された課題

こうして台湾では特別法(施行法)により同性間の婚姻を成立させることになったが、法形式の違いのほか、以下のような点では異性婚との相違が残っている。

養子縁組への制限 施行法では連れ子養子だけを許し、第3者の子を共同で養子とすることを認めていない。

人工生殖技術の利用を同性婚当事者には認めていない。

嫡出推定の規定が同性婚には準用されない。以上の点は748号解釈が同性カップルの婚姻する権利についてだけ判断をし、他の点には論及していなかったことに起因する。

涉外的婚姻についての制限(いわゆる「跨国婚姻」問題) 台湾の国際私法、涉外民事法律適用法によれば、外国人との婚姻についてはその成立要件につき、それぞれの本国法による(46条)とされているため、同性婚を承認していない国の国民とは台湾において同性間に婚姻を成立させることができない。この点については2021年に入り裁判所の判決があり、台湾の公序に反するので、外国法の適用を排除した例、外国(具体的にはマカオ)の国際私法を適用し、反致によって台湾法により成立を認める例が現れた。同時に涉外民事法律適用法の改正案が司法院によって作成されるなど、立法的解決への動きもあるが、最終的な決着は見えていない。

同性配偶者の血族との姻戚関係が生じない。近親者の範囲としてこれが適切かどうかは問題が残る。

### (4) 台湾における同性婚をめぐる国民意識の変遷

台湾の同性婚問題は結局、大法官という憲法裁判所による憲法解釈によって決せられたが、世論の大勢がこれを支持していたわけではない。カウンタームーブメントが盛り上がり、Negativeなキャンペーンが行われると、国民の意識は大きく影響され、一旦は半数を超えていた同性婚支持派は過半数を割り込む。大法官解釈の時点では世論調査の結果でも、同性婚反対派(55.6%)が賛成(37.4%)を上回っていた。しかし、施行法の施行から2年後の調査では賛成派(60.4%)が反対(37.9%)を大きく逆転するに至っている(行政院性別平等委員会・性別平等民意電話調査)。ここから多数派の承認は同性婚実現のための必要条件ではないこと、マイノリティの人権問題を多数決によって決めることは性質上、なじまないこと、制度が始まることで国民意識には変化が生じるものであることが確認できる。国民意識なるものを過度に考慮すると、いつまでたっても同性婚を実現させることはできないという結果になりかねない。

### (5) 台湾における同性婚法の施行

施行法は2019年5月24日から施行され、全国の戸政事務所では同性間の婚姻の登録を受け付け始めた。2年経過後の2021年5月末までに合計で6098組(女性同士4252組、男性同士1783組)が登録を済ませた。この間の全婚姻に占める同性カップルの割合は約2%であり、同性間でも婚姻を成立させると2%ほど婚姻するカップルが増えることが実証された。毎月順調に登録カップルが増えるだけで、家族が崩壊するなど、反対派が心配していた弊害はなんら確認できない。日本にとっては同性婚が法認されることが、既存の家族にいかなる影響を及ぼすかに関する社会実験としての意味があると言える。同性婚は既存の家族を変えるものではない、これが台湾の2年間の経験から言えることである。

### (6) 中国におけるLGBTQにかかわる法形成の困難

中国では権力に対して批判的、対抗的になりがちな市民運動には厳しい制限が加えられ、現行法を批判し、法変動の実現を迫るような運動を公式に展開することはできない。勢いLGBTQの権利獲得のための運動を組織化することは困難であり、勇気ある個人が空気を弁えずに散発的に行っている段階にある。しかし、同性間の婚姻を正面から求める行政訴訟に対する判決が、2016年には下されている。長沙市中級法院2016年6月27日判決がそれである。原告・孫文麟氏ほか同性間の婚姻登録を受理しない民政局を相手に起こした行政訴訟であるが、現行法では同性間の婚姻を認めていないというあっけない三行半で訴えを退けている。

中国法では司法機関たる法院に法令審査権を与えていないので、裁判を通じて現行規範の変更を求めるのは、原理的な困難がある。2020年の民法典婚姻家庭編の制定時には、パブリックコメントでは同性婚の承認を求める意見も寄せられたと言われるが、立法当局は中国における婚姻とは伝統的に異性間に限定されるとして、あっさりとして拒否している。立法的にも同性婚が実現するにはほど遠い。

法改正を求める運動を正式に立ち上げることはできないものの、孫文麟氏は微信(WeChat)上に「婚姻平権」のグループを立ち上げ、リモートでの情報交換、セミナーの開催などで、権力と対抗的にならない控えめな活動を継続している。

LGBTQの権利獲得を目指した社会団体を正式に組織することはできないが、LGBTQの親と子の困難助け合いの運動として広州を中心に「親友会」が活動をしている。こちらは対面での懇親会なども開催しているが、当事者同士の内部的な交流会、それも「家族」という危険指数の低い領域を選んで存続を辛うじて黙認されているのが現状である。

中国でLGBTQに関する権利保障のための法が立ち上がるには、政治体制から来る制約をまずは取り除くことが先決となる。

(7) 台湾と中国からの示唆

台湾、中国における LGBTQ にかかわる法モデルの転換に対する分析からは以下の点が明らかとなった。

政治体制の民主化、市民社会の成熟、自由な市民活動、当事者団体と連携する政治部門の支持者、自由、人権など普遍的価値への commitment などの条件が、同性婚を初めとする LGBTQ の法への包摂の前提となること。とくにジェンダー平等の実現が、LGBTQ の問題を「性別」として包括していった台湾の経験は、示唆的である。

定期的な政権交代、そして政権党による支持の獲得は、同性婚実現には加速要因となる。政権交代が日常化した政治的環境のなかでは、同性婚の可否などの LGBTQ 政策が争点となりやすい。そのことでいずれは国民が投票により決する問題となる。

LGBTQ をめぐる法制の国際的潮流の影響を受けやすい台湾では一気に法制定が進んだが、報米諸国と対抗し、自由、民主、人権をローカルな価値観として排斥する中国では、外国での法変動が影響することはない。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計20件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 創刊号
2. 論文標題 LGBT+の生きづらさの根源にあるもの	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Over	6. 最初と最後の頁 44,53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 2号
2. 論文標題 日本のLGBT+と婚姻平等化という課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Over	6. 最初と最後の頁 30,40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 6号
2. 論文標題 パートナーシップ制度を全国の自治体へ広げる活動について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 55,63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 742号
2. 論文標題 台湾における婚姻平等化からの示唆	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 142,147
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 467号
2. 論文標題 虹色に染まる台湾 新たな「暖実力」の台頭	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東方	6. 最初と最後の頁 2,7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 61号
2. 論文標題 安野直著《ロシアのLGBT 性的少数者の過去と現在》	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ユーラシア研究	6. 最初と最後の頁 69,70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 16期
2. 論文標題 起歩晩卻後來居上, 臺灣同志運動成果讓日本人羨慕	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 新活水 (Fountain)	6. 最初と最後の頁 60,61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 705
2. 論文標題 パートナーシップ制度の現状、そしてその先にあるもの	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 月刊自治研	6. 最初と最後の頁 43-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 2018-4
2. 論文標題 移行期の正義としての同性カップルの法的保護	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 行政書士とうきょう	6. 最初と最後の頁 36-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 35
2. 論文標題 国際公開シンポジウム 台湾における婚姻平等化への道」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本台湾学会ニューズレター	6. 最初と最後の頁 3-4
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 78
2. 論文標題 台湾における性的マイノリティ『制度化』の進展と展望	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 231-246
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 89-5
2. 論文標題 中国民法史から見た民法総則の位置づけについて	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 95-99
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 89-9
2. 論文標題 アジアで一番乗り、台湾で同性婚実現へ	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 3
2. 論文標題 アジア初！台湾で同性婚の法制化なるか	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 東京レインボープライド《BEYOND》	6. 最初と最後の頁 22-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 WEB
2. 論文標題 LGBTの権利保障にとっての地方自治体の役割	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 議員NAVI	6. 最初と最後の頁 1-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 897
2. 論文標題 法的権利を獲得してゆくLGBT 札幌、台湾での成功	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 34-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 90-5
2. 論文標題 鄧小平憲法から習近平憲法への転換	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 792
2. 論文標題 比較法から吹く風は日本法を変えるのか：同性婚の法制化を例として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 20-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 3
2. 論文標題 『憲法24条同性婚違憲論』に終止符を打つ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Over	6. 最初と最後の頁 6-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 185
2. 論文標題 自治体のパートナーシップ制度をテコの婚姻規範を変える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 市民の意見	6. 最初と最後の頁 23-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 鈴木賢
2. 発表標題 日本婚姻平権運動の進展與阻力
3. 学会等名 EU-Taiwan LGBTI Human Rights Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 鈴木賢
2. 発表標題 中国民法総則中残留之蘇聯因素
3. 学会等名 国際シンポジウム「中国大陸民法総則 理論與実践学術研討会」(招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 鈴木賢
2. 発表標題 日本的「反同」到底從何爾來？
3. 学会等名 国際ワークショップ「東亞同志運動與反同勢力」(招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 鈴木賢
2. 発表標題 中国法におけるソ連法の受容とそれからの脱却
3. 学会等名 現代中国学会第67回全国大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 鈴木賢
2. 発表標題 性的マイノリティ制度化のモデル転換への挑戦：台湾と札幌での取組を中心に
3. 学会等名 日弁連シンポジウム「同性カップルの法的補償を考える：多様な家族が平等であるために」（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 鈴木賢
2. 発表標題 台湾における二つの移行期の正義
3. 学会等名 比較法学会ミニシンポジウム
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 鈴木賢	4. 発行年 2017年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 260
3. 書名 世界の人権保障	

1. 著者名 鈴木賢	4. 発行年 2017年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 392
3. 書名 要説 中国法	

1. 著者名 鈴木賢	4. 発行年 2017年
2. 出版社 勉誠出版	5. 総ページ数 640
3. 書名 現代中国と市民社会 普遍的 近代 の可能性	

1. 著者名 鈴木賢	4. 発行年 2017年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 448
3. 書名 新解説 世界憲法集第4版	

1. 著者名 鈴木賢	4. 発行年 2020年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 413
3. 書名 新解説 世界憲法集第5版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

鈴木賢的亞洲法世界 <a href="https://www.suzuki-asian-law.com">https://www.suzuki-asian-law.com</a> 明治大学現代中国研究所 <a href="http://www.isc.meiji.ac.jp/~china/">http://www.isc.meiji.ac.jp/~china/</a>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 日本台湾学会主催 『台湾における婚姻平等化への道』	開催年 2018年～2018年
-------------------------------------	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------